

春日部市景観条例

春日部市都市景観条例（平成17年条例第152号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 景観審議会（第4条—第12条）

第3章 景観計画

第1節 景観計画の策定及び変更に関する手続（第13条・第14条）

第2節 景観計画提案に関する手続等（第15条—第19条）

第3節 景観計画重点地区（第20条）

第4章 景観計画区域内における行為の規制等（第21条—第29条）

第5章 景観資源の保全・活用（第30条—第34条）

第6章 公共施設等の景観形成（第35条・第36条）

第7章 景観づくり市民団体（第37条—第39条）

第8章 表彰、助成等（第40条・第41条）

第9章 景観アドバイザー（第42条—第45条）

第10章 雑則（第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）に関し必要な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく必要な事項を定めることにより、市民等及び市の協働により水、緑、歴史と新しい都市空間とが調和したまちの形成を図り、もってそれが次代の市民等に受け継がれ、ゆとりとうるおいのある個性豊かで魅力あふれる快適な都市の創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民等 本市の区域内に住所を有する者及び土地所有者等をいう。

(2) 土地所有者等 本市の区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を

備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らか
なものを除く。）を有する者をいう。

(3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体並びに土地所有
者等をいう。

(4) 工作物 土地又は建築物に定着し、若しくは継続して設置される物のうち建築物及び
屋外広告物以外のもので規則で定めるものをいう。

(5) 公共施設等 法第7条第4項に規定する公共施設及び規則で定める施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び景観法施行令（平成
16年政令第398号。以下「令」という。）に定めるところによる。

（責務）

第3条 市長は、景観形成を図るため、必要な調査及び研究に努めるとともに、総合的な施
策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、住民等の意見、要望等を十
分に反映させるよう努めるものとする。

3 市長その他の市の機関は、公共施設等の整備又は改善を行うときは、景観形成に先導的
な役割を果たすよう努めるものとする。

4 市長は、景観形成に関する市民等の意識の高まり及びその知識の普及を図るため、必要
な施策を講ずるものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的
団体等に対し、景観形成に関する施策についての協力を要請するものとする。

6 市長は、景観形成を図るため、法に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第
100号）に基づく諸制度の活用を図るよう努めるものとする。

7 市民等は、この条例の目的を達成するために行われる施策に協力しなければならない。

8 市民等は、景観形成に関する意識を高めることにより、それぞれの立場から景観形成に
積極的に参加し、又は寄与するよう努めなければならない。

第2章 景観審議会

（設置）

第4条 景観に関する事項を調査審議するため、春日部市景観審議会（以下「審議会」とい
う。）を置く。

（所掌事務）

第5条 審議会は、この条例によりその職務に属するものと定められた事項を調査審議する
ほか、市長の諮問に応じ、景観形成に関する事項について調査審議する。

(組織)

第6条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識及び経験を有する者

(2) 公募に応じた市民

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第10条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第3章 景観計画

第1節 景観計画の策定及び変更に関する手続

(景観計画の案の作成手続)

第13条 市長は、景観計画の案の内容となるべき事項（以下「景観計画の原案」という。）を作成しようとするときは、住民等の意見を反映させるため、懇談会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、景観計画の案を作成しようとするときは、次に掲げる事項を告示し、当該景観計画の原案に当該景観計画の策定又は変更をしようとする理由書を添えて、当該告示の日から3週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 景観計画の原案のうち、名称、位置及び区域

(2) 景観計画の原案の概要

(3) 景観計画の原案の縦覧の場所及び期間

(4) 公聴会又は説明会の開催の日時及び場所

3 住民等は、前項の規定による告示があったときは、当該告示の日から縦覧期間満了の日までに、当該景観計画の原案について、市長に対し意見書を提出することができる。

(景観計画の策定及び変更の手続)

第14条 市長は、景観計画の策定をしようとするときは、あらかじめその旨を告示し、当該景観計画の案に当該景観計画の策定をしようとする理由書を添えて、当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 市長は、前項の規定により景観計画の案を縦覧に供するときは、前条第3項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書に対する市長の見解を記載した書面を添えるものとする。

3 住民等は、第1項の規定による告示があったときは、同項の告示の日から縦覧期間満了の日までに、当該景観計画の案について、市長に対し意見書を提出することができる。

4 市長は、第1項の規定による縦覧期間が経過した後において、当該景観計画の案について、審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、前項の審議会の意見を付して春日部市都市計画審議会に意見を聴くものとする。

6 市長は、法第9条第6項の規定による告示をしたときは、第3項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書に対する市長の見解を記載した書面を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

第2節 景観計画提案に関する手続等

(景観計画提案をすることができる団体)

第15条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第37条第1項の景観づくり市民団体とする。

(景観計画提案をすることができる区域の規模)

第16条 令第7条ただし書の規定により条例で定める景観計画提案（法第11条第1項及び第2項の規定による景観計画の策定又は変更の提案（第20条に規定する景観計画重点

地区の指定又は変更に係る提案を含む。)をいう。以下同じ。)に係る規模は、
3,000平方メートルとする。

(景観計画提案の届出及び支援)

第17条 法第11条第1項又は第2項に規定するもののうち景観計画提案を行おうとするもの(以下「景観計画提案者」という。)は、次条第1項の景観計画提案書を提出する前に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該景観計画提案者から支援の要請があったときは、景観形成に関する情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

3 景観計画提案者は、景観計画提案を検討するに当たっては、当該景観計画提案に係る区域内の土地所有者等に当該景観計画提案の内容を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(景観計画提案の手続)

第18条 景観計画提案者は、規則で定めるところにより、景観計画提案書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の景観計画提案書が提出されたときは、その旨を告示するとともに、当該景観計画提案書を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 法第12条の規定による判断は、法に規定するもののほか、規則で定める基準に基づいて行うものとする。

4 市長は、前項の規定により、景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その旨を公表するとともに、景観計画提案者に通知し、速やかに景観計画の原案を作成しなければならない。

5 市長は、景観計画の策定又は変更をする必要がないと認めるときは、審議会に意見を聴く前に、景観計画提案者に対しその旨を事前に通知しなければならない。

6 景観計画提案者は、前項の規定による通知を受けたときは、市長が定める期日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

7 市長は、景観計画の策定又は変更をする必要がないと認めるときは、第3項に規定する判断の内容及び前項の意見書を付して審議会の意見を聴くものとする。

8 市長は、第3項に規定する判断の内容、第6項の意見書及び前項の審議会の意見を付して春日部市都市計画審議会に意見を聴くものとする。

9 市長は、前2項の意見を踏まえ、景観計画の策定又は変更をする必要がないと認めるときは、その旨を公表するものとし、景観計画の策定又は変更をする必要があると認めると

きは、第4項に規定する手続を行うものとする。

(景観計画提案の取下げ及び変更)

第19条 景観計画提案者は、前条第1項の規定により提出された景観計画提案を取下げようとするときは、規則で定めるところにより、取下届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取下届が提出されたときは、法第11条から第14条まで及び前条に規定する景観計画提案に係る手続を中止するものとする。

3 景観計画提案者は、前条第1項の規定により提出された景観計画提案の内容を変更しようとするときは、第1項の取下届を提出した後に、新たに同条第1項の規定により景観計画提案書を提出しなければならない。

第3節 景観計画重点地区

(景観計画重点地区の指定又は変更)

第20条 市長は、優れた景観を形成している、又は形成することが望ましい地区であつて、かつ、優れた景観の形成に先導的役割を果たすと認められる地区を景観計画重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地区の指定又は変更をしようとするときは、景観計画の変更をし、次に掲げる事項を当該景観計画に定めるものとする。

- (1) 重点地区の名称及び指定の理由
- (2) 重点地区の指定又は変更に係る区域
- (3) 重点地区の景観形成に関する方針及び基準
- (4) 重点地区の景観形成のための行為の制限に関する事項

第4章 景観計画区域内における行為の規制等

(協議)

第21条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ当該届出に係る行為について、規則で定めるところにより市長と協議しなければならない。

(届出に添付する図書)

第22条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、建築物及び工作物の平面図その他の規則で定める図書とする。

(届出対象行為の追加)

第23条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、令第4条第4号に掲げる行為（春日部市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第116号）第2条第2号に規定する土砂のたい積を除く。）とする。

(届出を要しない行為)

第24条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、重点地区内における行為を除く。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為及び前条に規定する行為で規則で定める規模のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、景観形成に影響を及ぼすおそれがないものとして市長が認める行為

(特定届出対象行為)

第25条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為（前条の規定に該当する場合を除く。）とする。

(行為の完了等の届出)

第26条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、速やかに検査を行い、規則で定めるところにより、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

(報告及び立入検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、法第16条第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該行為の対象となる土地に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言及び指導)

第28条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は第26条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

2 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(勧告等に当たっての手續)

第29条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

第5章 景観資源の保全・活用

(景観資源の登録)

第30条 市長は、市民等に親しまれる自然、歴史、風土等を保持し、景観形成に寄与すると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等又はこれらのものが一体をなしてその価値を形成している区域等を景観資源として登録することができる。

2 市長は、前項の規定により景観資源の登録をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者（権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。）の同意を得るものとする。ただし、その所有者が特定できない場合は、この限りでない。

3 市長は、景観資源の登録をしたときは、その旨を公表しなければならない。

4 市長は、滅失等により景観資源が景観形成上の価値を失ったときその他特別の理由があるときには、第1項の規定による登録を解除するものとする。

5 第3項の規定は、前項の規定による景観資源の登録の解除について準用する。

(景観重要建造物の指定等の手續)

第31条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第32条 法第25条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の通常管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の状況を、定期的に、又は必要に応じて点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手續)

第33条 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。法第35条第2項の規定による景観重要

樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第34条 法第33条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、定期的に、又は必要に応じてせん定又は下草刈りを行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第6章 公共施設等の景観形成

(景観計画への適合)

第35条 市内で行われる全ての公共施設等の計画及び事業は、景観計画に適合するようにならなければならない。

(事前協議等)

第36条 法第16条第5項の規定による通知を行おうとする者は、あらかじめ当該通知に係る計画又は事業について、規則で定めるところにより市長と協議を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の協議を行うに当たっては、第42条第1項に規定する景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

第7章 景観づくり市民団体

(景観づくり市民団体の認定)

第37条 市長は、規則で定める要件を満たす団体を景観づくり市民団体として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による認定を行ったときはその旨を公表するとともに、当該団体の代表者に通知し、当該認定を行わなかったときはその旨及び理由を当該団体の代表者に通知しなければならない。

(活動成果の報告)

第38条 景観づくり市民団体の代表者は、規則で定めるところにより、市長に対してその活動成果を報告しなければならない。

(景観づくり市民団体の変更及び取消)

第39条 第37条第1項の規定による認定を受けた景観づくり市民団体の代表者は、同条第2項の規定による申請の内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表しなければならない。

3 第37条第1項の規定による認定を受けた景観づくり市民団体が解散したときは、当該景観づくり市民団体の代表者であった者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、景観づくり市民団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第37条第1項の要件を満たさなくなったとき。

(2) 前条の規定による報告を行わなかったとき。

(3) 前項の規定による届出があったとき。

5 市長は、前項の規定により景観づくり市民団体の認定を取り消したときは、その旨を公表するとともに、当該景観づくり市民団体の代表者に通知しなければならない。ただし、当該景観づくり市民団体が解散した場合にあっては、通知することを要しない。

第8章 表彰、助成等

(景観形成に係る表彰)

第40条 市長は、景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、景観形成に著しく貢献したと認める者を表彰することができる。

(景観形成に係る助成等)

第41条 市長は、必要があると認めるときは、景観づくり市民団体に対し、技術的援助をし、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、景観形成に寄与する行為をしようとする者に対し、景観形成に関する情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

3 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の保全その他景観形成のために特に必要があるものとして規則で定める行為について、予算の範囲内においてこれに要する費用の一部をその所有者又は管理者に助成することができる。

第9章 景観アドバイザー

(設置)

第42条 景観形成に関する施策の円滑な実施を図るため、春日部市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、若干人とし、景観に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(身分)

第43条 アドバイザーは、非常勤の特別職とする。

(任期)

第44条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第45条 アドバイザーは、次に掲げる事項について助言及び指導をする。

- (1) 第36条第1項に規定する協議に関すること。
- (2) 第41条第1項及び第2項に規定するものに対する技術的援助に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長に指示された事項

第10章 雑則

(委任)

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日部市景観条例（以下「新条例」という。）第4章及び第36条の規定は、平成25年10月1日以後に行為に着手するものとしてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第16条第1項若しくは第2項に規定する届出又は同条第5項後段に規定する通知（以下「届出等」という。）がなされる場合について適用し、平成25年10月1日以前に行為に着手するものとして届出等がなされる場合及び施行日前にこの条例による改正前の春日部市都市景観条例（以下「旧条例」という。）第8条又は第15条に規定する届出又は通知がなされている場合については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に法第8条の規定により定められている春日部市景観計画は、新条例第3章第1節の規定により策定されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第29条第2項の規定により委嘱されている春日部市都市景観審議会委員は、新条例第6条第2項の規定により委嘱された春日部市景観審議会委員とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第23条第2項の規定により委嘱されている春日部市都市景観アドバイザーは、新条例第42条第2項の規定により委嘱された春日部市景観アドバイザーとみなす。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
<u>景観</u> 審議会委員		日額	5,200 円	<u>都市景観</u> 審議会委員		日額	5,200 円
別表第2（第1条関係）				別表第2（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
<u>景観</u> アドバイザー		日額	25,000 円	<u>都市景観</u> アドバイザー		日額	25,000 円